上郡町指定給水装置工事事業者
各 種 届 出 等 の ご 案 内

〇指定事項の変更

氏名や住所等の指定事項に変更のあったときは、変更日から３０日以内に、「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第 10）を提出してください。

提出期限を過ぎる場合は、遅延理由書（様式自由）を提出してください。

提出書類

		氏名又は名称の変更※2		住所の変更		代表者の変更	役員の変更
		法人	個人	法人	個人	法人	法人
「指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書」（様式第 10）		○	○	○	○	○	○
添付書類	「誓約書」（様式第２）	○	○	－	－	○	○
	「住民票」（原本）※1	－	○	－	○	－	－
	「定款」の写し※1	○	－	○	－	○	－
	「登記事項証明書」（原本）※1	○	－	○	－	○	○

※１：定款は直近のもの、登記事項証明書や住民票は発行日から３か月以内のものを添付してください。住民票には本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。

※２：「氏名又は名称」「住所」「代表者」の変更の場合は、「指定事業者証書」を差し替えて交付しますので、既に交付済の証書を返却してください。また、個人の代表者の変更（親子等）・法人から個人への変更・個人から法人への組織化については、廃止届を提出し、改めて新規申請が必要です。（有限会社から株式会社への組織変更は、「名称の変更」となります。）

〇主任技術者の選任・解任

給水装置工事主任技術者を新たに選任又は解任したときは、当該事由が発生した日から１４日以内に、「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」（様式第３）を提出してください。

提出期限を過ぎる場合は、遅延理由書（様式自由）を提出してください。

なお、給水装置工事主任技術者を選任するときは、免状又は主任技術者証の写しを添付してください。

〇事業の廃止、休止又は再開

廃業や合併による消滅等があったときは、次のとおり「指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書」（様式第 11）を提出してください。

■廃止、休止→当該廃止又は休止の日から３０日以内

■再開　　→当該再開の日から１０日以内

なお、廃止・休止の場合は、「指定事業者証書」を提出してください。

提出期限を過ぎる場合は、遅延理由書（様式自由）を提出してください。

〇指定証書等の再交付

紛失等により、「指定事業者証書」の再交付を希望される場合は、「指定給水装置工事事業者証再交付申請書」を提出してください。

【お問い合わせ先】
上郡町上下水道課
〒678-1225 兵庫県赤穂郡上郡町与井 380
電話：0791-52-0097
2026.11